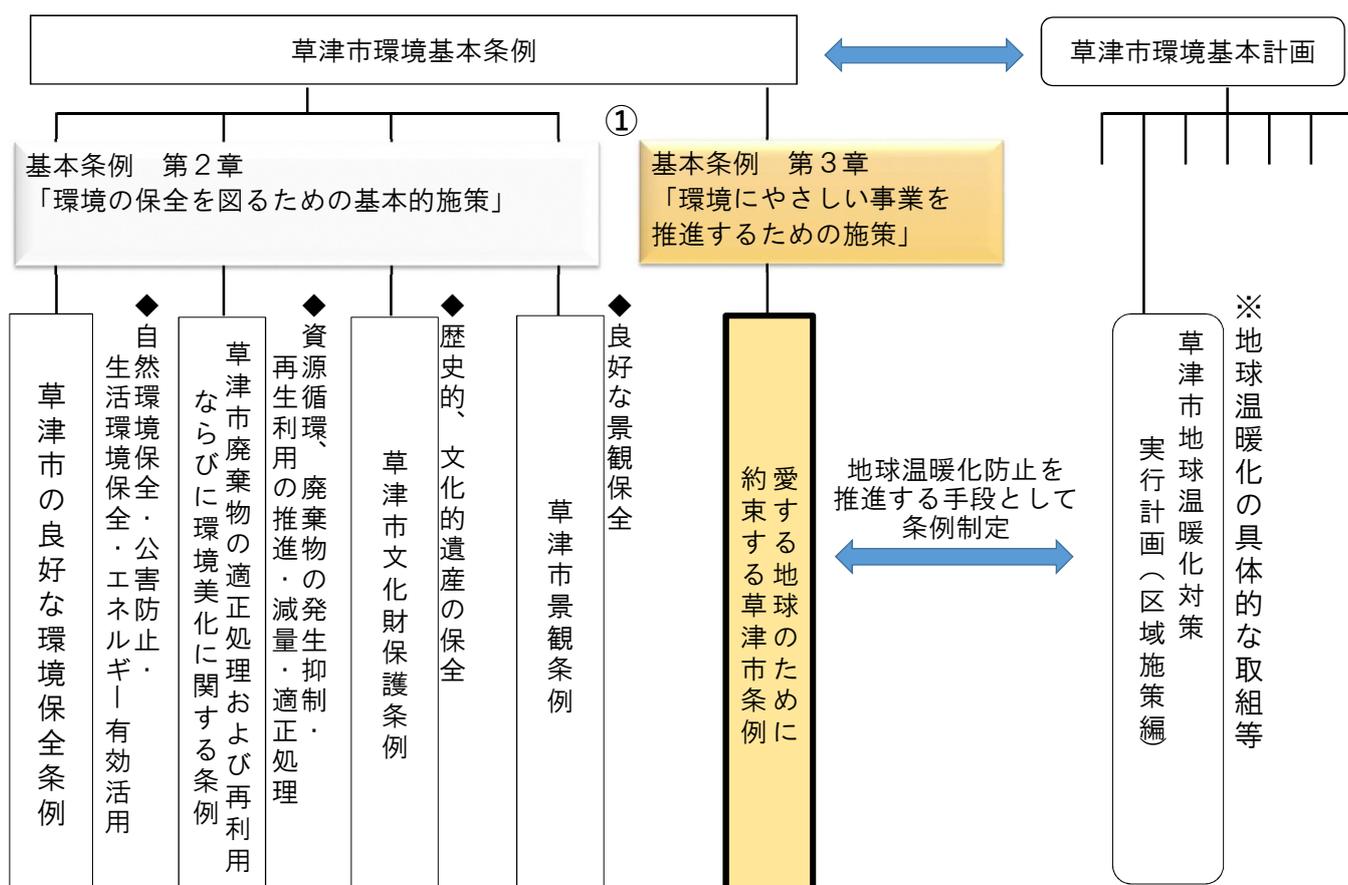


## 「愛する地球のために約束する草津市条例」の位置づけ



- ①愛する地球のために約束する草津市条例は、地球温暖化の防止について具体的な施策を推進するための条例です。
- ②具体的な施策としては、次の3点です。
- 市民、事業者等および団体等と「地球のために約束する協定」を、市長と結び自主的な取組を進める。【第4条】
  - 協定の締結等を促進するため情報提供を行う。【第5条】
  - 優れた取組に対し表彰を行う。【第6条】

### 愛する地球のために約束する草津市条例の体系

前文		
第1条	目的	・・・条例制定の目的
第2条	言葉の意味	・・・用語定義
第3条	役割	・・・各主体の役割
②	第4条	協定の仕組み
	第5条	情報の提供など
	第6条	表彰
第7条	その他	・・・雑則